

愛西市広報紙「広報あいさい」に掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、愛西市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛西市（以下「市」という。）が発行する広報紙「広報あいさい」（以下「広報紙」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第2条 広告を掲載する位置は、広報紙の最終ページ（裏表紙）とし、掲載する広告の数は1枠とする。

(掲載規格)

第3条 掲載規格は、1枠縦27cm、横18cmで4色刷りとする。その他の規格については協議の上、決定する。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1号（1か月）単位とし、同一年度に印刷される広報紙へ同一の広告を連続して掲載できる期間は3号（3か月）までとする。

(募集方法)

第5条 広告掲載の募集は、毎年2月に次年度の5月～10月分を、8月に当該年度の11月～3月と翌年度の4月分の広告を、広報紙及び市ホームページによる公募、市との契約に基づき広告の募集を行う事業者による募集、その他の方法により行うものとする。

2 掲載枠に空きが生じた場合は、当該期間内の広告を随時募集するものとする。

3 同一月発行の広報紙に対し要綱第3条の基準に適合する複数の広告申込があった場合は、要綱第7条第2項の規定にかかわらず、第7条に定める「愛西市広告掲載申込書」の受付日の早いものを優先に掲載するものとする。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠縦27cm、横18cmの100,000円（税込）とする。ただし、広報紙に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が同一年度に印刷される広報紙に複数回広告を掲載する場合の2回目以降の広告の掲載料は、1枠当たり90,000円（税込）とする。

2 広告代理店等が広告主に代わって申込みをする場合において、その広告主が異なる場合は、前項ただし書きの規定は適用しないものとする。

(掲載の申込)

第7条 広告の掲載を希望する者は、当該広告の掲載を希望する広報紙（以下「掲載号」という。）の発行日（当該広報紙の発行月の1日）の前日から起算して50日前までに「愛西市広告掲載申込書（要綱様式第1）」をシティブロモーション課に提出するものとする。

2 広告代理店等が広告主に代わって申込みをする場合は、その広告主との関係及び希望する広告の内容が分かる書類を添えて申請するものとする。

(掲載決定)

第8条 広告掲載の可否については、前条の「愛西市広告掲載申込書」を受付後、受付日の翌日から起算して10日以内に「愛西市広告掲載決定通知書(要綱様式第2)」により通知するものとする。

(広告内容及び原稿の作成、提出)

第9条 広告のデザイン及び内容などは、広報紙のイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿は、広告主の負担で作成し、掲載号発行月の前月の初日までにシティプロモーション課に提出するものとする。

(所管)

第10条 この取扱基準を所管する課は、シティプロモーション課とする。

附 則

この基準は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和5年12月22日から施行する。

附 則

この基準は令和6年4月1日から施行する。